

# 日本農業新聞 広告掲載基準

日本農業新聞

制定 1988年10月

改定 1999年4月

改定 2018年9月

## 日本農業新聞広告倫理綱領

1. 広告は、真実を伝えるものでなければならない。
2. 広告は、紙面等の品位を損なうものであってはならない。
3. 広告は、関係諸法規に違反するものではあってはならない。

## 広告の掲載権

当社は、申し込まれたすべての広告について掲載を拒否する権利を留保し、その理由を明示する義務を負いません。

## 広告の責任の所在

当社が発行する各種媒体等に掲載された広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。広告掲載の結果、当社が損害を受けた場合、その一切の費用は広告主に負担していただきます。

## 以下に該当する広告は掲載いたしません。

1. 責任の所在が不明確なもの。
2. 内容が不明確なもの。
3. 虚偽または誤認されるおそれがあるもの。  
誤認されるおそれがあるものとは、次のようなものをいう。
  - (1) 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
  - (2) 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。
  - (3) 社会的に認められていない許認可、保証、賞または資格などを使用して権威づけようとするもの。
  - (4) 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位または有利であるような表現のもの。
4. 比較または優位性を表現する場合、その条件の明示、および確実な事実の裏付けがないもの。

5. 事実でないのに当社が広告主を支持、または広告の商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。また当社の各種媒体の記事等を不当に否定するもの。
6. 投機、射幸心をあおる表現のもの。
7. 紙面等の品位、調和を損ねたり、社会秩序を乱したりする次のような表現のもの。
  - (1) 暴力、とばく、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの。
  - (2) 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
  - (3) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの。
  - (4) その他風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの。
8. 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの。
9. 非科学的または迷信に類するもので、読者を迷わせたり、不安を与えるおそれがあるもの。
10. 名誉棄損、プライバシー侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがある表現のもの。
11. 氏名、写真、談話および商標、著作物などを無断で使用したもの。
12. 皇室、王室、元首および内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
13. アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者または役員の氏名、写真などを利用したもの。
14. オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
15. 詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの。
16. 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、その目的、内容が不明確なもの。
17. 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法および返品条件などが不明確なもの。
18. 通信教育、講習会、塾または学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの。
19. 謝罪、釈明などの広告で広告主の掲載依頼書(または承諾書)の添付のないもの。
20. 解雇広告で次の項目に該当するもの。
  - (1) 解雇証明書の添付のないもの。
  - (2) 解雇理由を記述したもの。
  - (3) 被解雇者の写真を使用したり、住所などを記載したもの。
21. 上記のほか、関係諸法規に違反またはそのおそれがあるもの。また当社が不適当と認めたもの。

以上